

社会保険

あいち

とじて保管しましょう



名古屋テレビ塔(名古屋市)

《今月の主な内容》

- 愛知県社会保険協会長 就任・退任あいさつ
- 賞与支払届の提出をお忘れなく
- 協会けんぽの健診ご案内
- ご注意ください 健康保険給付には時効があります
- コラム ～日本の健康・世界の健康～
- 割引券・助成券 申込募集!

事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、届書の様式は「社会保険あいちNo.515(2016年5月発行8ページ)」及び愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。

No. **516**

2016年7月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

愛知県社会保険協会長

就任のごあいさつ

山田 忠明



盛夏の候、会員の皆様にはご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、役員改選により、前山本秀樹会長の後任として当協会会長に就任いたしました。

当協会では、医療保険・年金保険制度を円滑に運営するための広報活動を始め、社会保険事務説明会や健康づくりに関する講習会の講師の紹介や福利厚生事業など、被保険者とそのご家族の生活に密着した各種事業が行われております。これらの事業は、被保険者の健康の保持増進、福祉の向上に直接結びつく事業でありますので、引き続き積極的に進めてまいりたいと存じます。

当協会といたしましては、会員事業主や被保険者の皆様のお役に立てる事業運営に努めてまいり所存であります。

前任の山本会長同様、会員の皆様のなご一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。簡単ではありますが、会長就任のごあいさつとさせていただきます。

退任のごあいさつ

山本 秀樹



酷暑の候、会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、社会保険協会の事業の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、今回の役員改選に伴い、6月14日付をもちまして愛知県社会保険協会会長の職を退任いたしました。

平成27年5月の就任以来、会員事業所で働く被保険者やそのご家族の皆様へ、毎日健康で過ごしていただくため、職場や家庭での健康管理対策事業や健康づくり事業など、各種の福利厚生事業や社会保険制度の普及推進に努めてまいりました。

この間、経済情勢を始めとして、社会保険を取り巻く環境が益々厳しくなった時期でございますが、社会保険事業発展のため精一杯の努力ができましたのも、会員の皆様の暖かいご支援とご協力のおかげであり、心から厚く御礼申し上げます。

おわりに、会員の皆様の益々のご健康とご多幸をご祈念申し上げ、簡単ではありますが、退任のあいさつとさせていただきます。

賞与支払届の提出をお忘れなく

手続き内容

- 賞与についても健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納付することになっています。事業主が被保険者へ賞与を支給した場合には、支給日より5日以内に「被保険者賞与支払届」により支給額等を届出します。この届出内容により標準賞与額が決定され、これにより賞与の保険料額が決定されるとともに、被保険者が受給する年金額の計算の基礎となるものですので適切な届出をお願いします。

対象となる賞与

賞金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものをいいます。なお、年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象とされ、また、労働の対償とみなされない結婚祝金等は、対象外です。

届出用紙の送付

届出用紙(賞与支払届等)については、日本年金機構に登録されている賞与支払予定月の前月に、被保険者の氏名、生年月日等を印字したものを事業所様へ送付しております。

※賞与支払予定月の登録は、新規適用届、賞与支払届総括表、算定基礎届総括表または事業所関係変更(訂正)届の提出等により行われます。

賞与にかかる保険料

賞与にかかる保険料は、実際に支払われた賞与額（税引き前の総支給額）から1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」とし、その「標準賞与額」に健康保険・厚生年金保険の保険料率をかけた額です。保険料は、事業主と被保険者が折半で負担します。

標準賞与額の上限は、健康保険では年度の累計額573万円（年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで）、厚生年金保険は1カ月あたり150万円とされていますが、同月内に2回以上支給されるときは合算した額で上限額が適用されます。

手続時期・場所および提出方法

被保険者へ賞与を支給した事業主が賞与支払額等について「被保険者賞与支払届」等を日本年金機構へ提出します。

区 分	内 容
提出時期	賞与支払日から5日以内
提出先	郵送で事業所所在地を管轄する事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）
提出方法	電子申請、郵送、窓口持参 ※届出用紙によるほか、電子媒体（CDまたはDVD）による提出も可能です。

申請および届書様式・添付書類

届書等名称
<p>健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届</p> <p>※この届書を電子媒体により届出される場合は、届出用紙に代えてが必要です。 （1）電子媒体（CDまたはDVD）（2）磁気媒体届書総括票</p> <p>健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表</p> <p>※ただし、この届書は、電子媒体による届出はできません。 ※この届書は、賞与支払届を電子申請により提出される場合、画像ファイル（JPEG形式・PDF形式）による添付データとして提出することができます。</p>
添付書類
<p>なし。</p> <p>※ただし、標準賞与額の年度の累計額573万円（年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで）を超える場合は、被保険者からの申し出に基づいて次の届書が必要です。</p> <p>健康保険 標準賞与額累計申出書 （この届書は、電子媒体および電子申請による届出はできません。） ※賞与支払対象者に70歳以上の被保険者（被用者）が常時雇用されている場合は、次の届書が必要です。</p> <p>厚生年金保険70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届 （この届書は、電子媒体による届出はできません。）</p>

留意事項

- ◆資格取得月（資格取得日以降）に支払われた賞与は保険料賦課の対象となりますが、資格喪失月に支払われた賞与は保険料賦課の対象となりません。ただし、資格取得と同月に資格喪失があった場合は、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われたものであれば対象となります。
- ◆健康保険では、資格喪失月であっても資格喪失日の前日までに支払われた賞与については、標準賞与額として決定し、標準賞与額の累計額（年度の累計額573万円）に含めますので、該当する被保険者の方の賞与額等の記入忘れにご注意ください。
- ◆「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」は、賞与の支払いがなかった場合も提出が必要です。（「支給・不支給」欄の「不支給・1」を○で囲んで提出してください。）

算定基礎届の提出はお済みですか

「算定基礎届」は、健康保険・厚生年金保険の保険給付や保険料計算の基礎となる大切な届出です。

まだ、お届けいただけていない場合は、至急日本年金機構に提出してください。

算定基礎届を作成された時に従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差があるときは、月額変更に該当しないか確認をお願いします。該当する時は、「月額変更届」の提出をお願いします。

費用補助でお得に充実の健診+無料フォロー! 協会けんぽの健診ご案内

●生活習慣病予防健診（一般健診）

- 対象…35～74歳の加入者ご本人様
- 自己負担額最大7,038円で受診できます。

18,522円相当の健診	
自己負担額最大 7,038円	

※しかも! 労働安全衛生法に基づく定期健康診断として利用できます。

●健診内容 ～自社の定期健康診断と比べてみてください～

定期健康診断
(法定健診)の内容

+

- 便潜血反応検査
- 胃部レントゲン検査 等

さらに

対象年齢によって健診項目を追加できます。

- 乳がん検診
- 子宮頸がん検診
- 肝炎ウイルス検査 等

●お手続き

「生活習慣病予防健診申込書」等のご案内を、3月末頃事業所にお送りしていますのでご予約ください。

●特定健康診査

- 対象…40～74歳の加入者ご家族様
- 愛知県内の健診機関であれば自己負担は500円または1,000円です。
(健診機関ごとに異なります。)

例：自己負担額500円の健診機関で受診

協会けんぽ補助 (6,520円)

93%の補助→自己負担額500円

●健診内容

診察、問診、身体計測、血液(肝機能等)、尿検査 等

年に一度の健診で
健康状態をチェックしましょう!

※「がん検診」は市区町村が行っています。
協会けんぽの「特定健診」とは内容が異なります。
詳しくは、お住まいの市区町村
役場へお問い合わせください。

あわせて受けて
よい安心!

●お手続き

4月初旬にご自宅にお送りしている「特定健康診査受診券」をご用意のうえ、健診機関にご予約ください。
お手元に受診券がない場合は、協会けんぽまでご相談ください。

※実施機関等詳細につきましては、協会けんぽ愛知支部ホームページをご覧ください。

健診は健康状態を知る第一歩

受けて終わりではありません

健診の結果、生活習慣病のリスクがあると判定された場合は…

無料の健康サポート(特定保健指導)を利用して、生活習慣改善を目指しましょう!

●健康サポート利用の流れ

加入者
ご本人様

- ①健診から約3カ月後、改善が必要な方の名簿が事業所に届きます。
- ②日程を調整のうえ、協会けんぽまでFAXにてお申し込みください。
- ③事業所へ保健師・管理栄養士が訪問し、食事管理や体重コントロールをサポートします。

お一人様
約30分

加入者
ご家族様

- ①協会けんぽから、改善が必要な方に「利用券」が届きます。
- ②保健指導実施機関までお電話にてお申し込みください。
- ③保健指導実施機関にて、食事管理や体重コントロールをサポートします。

無料の健康サポート(特定保健指導)は、協会けんぽ愛知支部内健康相談室でも受けられます。

協会けんぽ愛知支部は、名古屋駅前に移転しましたので、アクセスが良くなりました。

詳しくは、協会けんぽ愛知支部保健グループまでお問い合わせください。 連絡先(TEL)052-856-1482

ご注意ください

健康保険給付には時効があります

健康保険の給付は、時効の起算日から2年を経過すると受けることができなくなりますので、忘れずにご申請ください。

給付の種類	健康保険給付の時効
療養費	医療機関等に費用を支払った翌日から2年
高額療養費	診療を受けた月の翌月1日から2年
傷病手当金	療養のため労務不能であった日ごとにその翌日から2年
出産手当金	出産のため労務に就けなかった日ごとにその翌日から2年
出産育児一時金	出産日の翌日から2年
埋葬料	死亡した日の翌日から2年
埋葬費	埋葬をおこなった日の翌日から2年

例えば 高額療養費では



平成26年8月5日から
平成26年8月23日までの入院
(平成26年8月分)を請求する場合

時効の起算日
…平成26年9月1日
請求できる期間
…平成28年8月31日まで

例えば 傷病手当金では

平成26年8月1日分を
請求する場合

時効の起算日……平成26年8月2日
請求できる期間…平成28年8月1日まで



事業主様・事業所ご担当者様へ **住所変更届のご提出をお忘れなく**

～～～ 年度が変わり、転居等をされた従業員の方の住所変更手続きはお済みですか? ～～～

● 正しい住所が届けられていませんと…

協会けんぽより加入者様にお送りする大切な郵便物が確実にお届けできなくなります。

例えば

ご家族(被扶養者)様の特定健康診査「受診券」、給付金の申請書(出産育児一時金差額申請書等)

● 住所変更の際は…

日本年金機構 愛知事務センターへ
必要書類のご提出をお願いいたします。

ご提出書類	ご提出先
被保険者住所変更届	日本年金機構 愛知事務センター

住所の確認 & 変更をまとめて! **「住所一覧表」提供サービスをご活用ください**



- ① 「住所一覧表提供申出書」を管轄の年金事務所に提出
- ② 届いた「住所一覧表」の住所と現在お住まいの住所を確認
- ③ 住所が異なっていたら「住所一覧表」に朱書き訂正 ▶ 年金事務所に提出

変更完了!

※ご提出・ご照会先は協会けんぽではございませんのでご注意ください。

※「被保険者住所変更届」「住所一覧表提供申出書」は日本年金機構HPよりダウンロードできます。



協会けんぽの紙面(4,5ページ)についてのお問い合わせはこちら
全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階
TEL052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30～午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)



手続きは郵送でお願いします。

※3/22に移転しました。
郵送先にご注意ください。

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので、健康保険組合の加入者様は、内容が異なる場合があります。

職場内で掲示して、ご活用ください。

協会けんぽ 愛知

検索

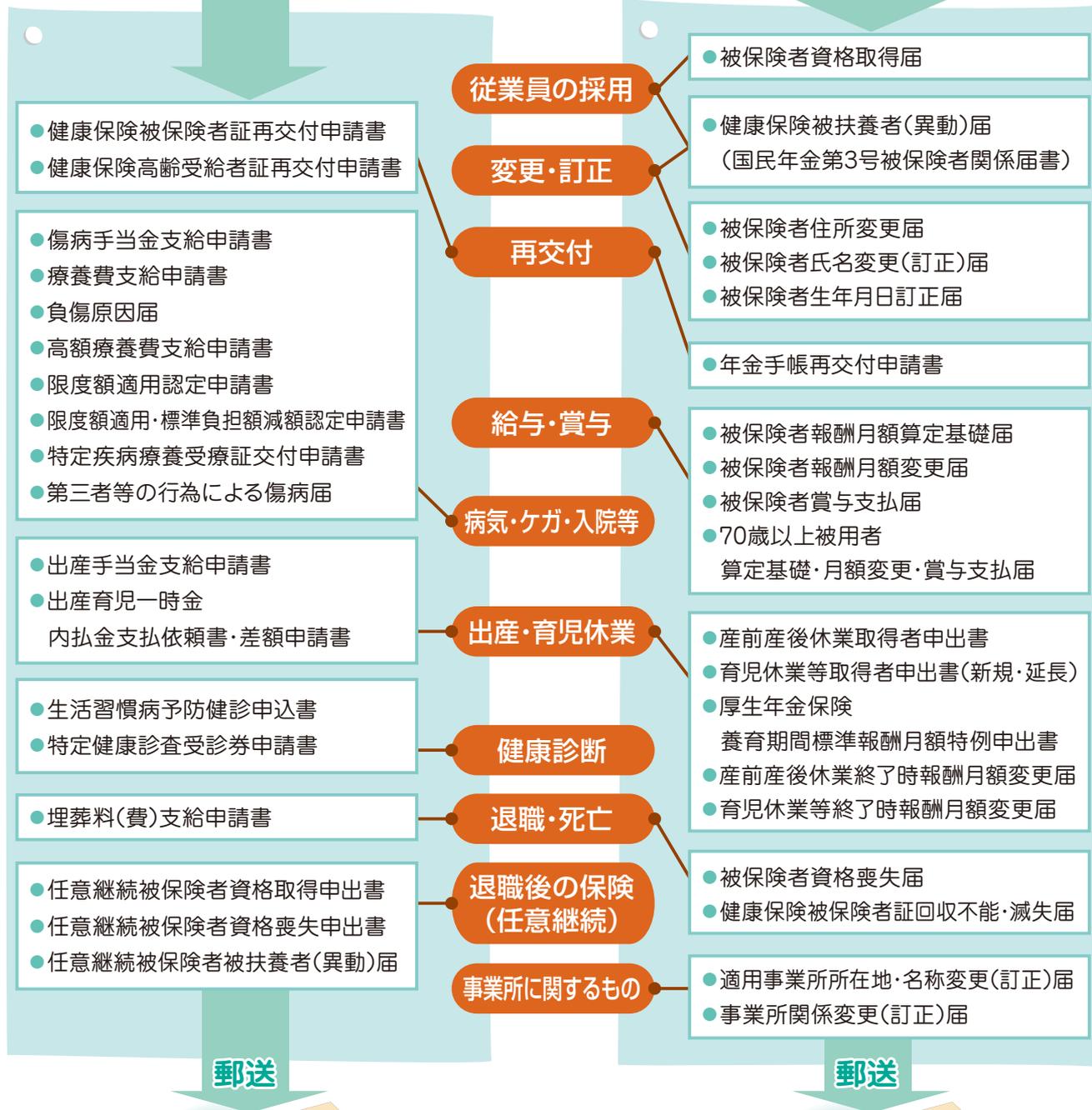
健康保険・厚生年金保険

申請書等の提出先一覧

● 郵送による書類提出にご協力をお願いいたします ●

健康保険の給付や任意継続等 に関する手続き

健康保険・厚生年金保険への加入 に関する手続き



郵送

郵送

全国健康保険協会(協会けんぽ)愛知支部

〒450-6363
名古屋市中村区名駅1-1-1
JPタワー名古屋23階

日本年金機構 愛知事務センター

〒460-8565
名古屋市中区錦1-18-22
名古屋ATビル3階

コラム

～日本の健康・世界の健康～

妊産婦のケア

名古屋大学大学院医学系研究科 国際保健医療学・公衆衛生学分野 青山 温子

昔から、日本では、かぞえ19歳・33歳を女性の厄年としています。その由来は不明ですが、昔は妊娠出産が原因で亡くなる女性が多かったことも関係しているのではないかと考えられます。19歳頃に出産する女性が多く、末子の出産が33歳頃であったため、厄年とされたのではないのでしょうか。

現代の日本では、妊産婦死亡は極めて少なくなりました。2014年に全国で28人の女性が妊娠出産を直接原因として亡くなりましたが、がんによる死亡(37万人)はもちろん、交通事故(4,113人)に比べても、極めて少ないといえます。妊産婦死亡率は、出産10万対2.7で、図に示したように、欧米先進国と同等以上の水準となっています。

しかし、世界に目を向けると、まだ妊産婦死亡の多い国は少なくなく、改善するための努力が続けられています。国連ミレニアム開発目標では、1990年から2015年までに妊産婦死亡率を4分の3引き下げるという目標が掲げられました。その結果、世界全体で妊産婦死亡は半減し、推定年間死亡数は約60万人から約29万人になりました。しかし、アフリカ諸国などでは、まだ目標を達成できていません。

カンボジアでは、1995年頃の妊産婦死亡率は出生10万対473でしたが、2015年には140まで減少しました。長く続いた内戦により医療施設は破壊され、医師・看護師なども激減してしまいました。1990年代以降、日本はじめ各国の支援を受けながら、医療システム再建と医療従事者育成が進められました。ほんの10年くらい前は、医師や助産師の介助もないまま自宅出産するのが普通でしたが、今では、ほとんどの女性が診療所や病院で安全に出産できるようになりました。

妊産婦死亡の原因として最も多いのは、出血と妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症・子癇)です。妊産婦死亡を防ぐには、定期的な妊婦健診に加え、出産時に状態が急変した場合に適切な医療処置のできる事が極めて重要です。大量出血があれば輸血が必要ですし、全出

産の1割程度は帝王切開術が必要とされます。

途上国の農村部などでは、医師や助産師がいなかったり、近くに病院がなかったりして、適切なケアのできないことが多くあります。また、本人や夫・義母などが、妊娠出産に伴うリスクを理解していないため、病院があっても受診しないこともあります。途上国の乳幼児死亡は減少していますが、新生児死亡はなかなか減少しません。妊娠中の健康管理が悪いため低出生体重児が多く、出産時にも適切な新生児ケアがなされていないことが原因と考えられます。

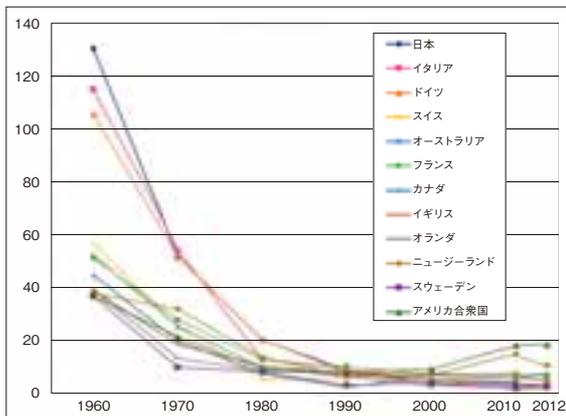
日本では、市町村に妊娠を届出て母子手帳をもらい、定期的に妊婦健診し、医療施設で出産するのが一般的です。妊娠出産は病気でないため健康保険による医療給付はされず、後日、定額の出産育児一時金が支給されます。平成21年より、医療施設への直接支払制度が導入され、本人負担は軽減されました。また、妊婦健診の費用を、公費負担する地方自治体もあります。

このように、日本の妊産婦ケアは大変充実していますが、少子化と関連して新たな課題も生じています。出生数は、1949年の270万人近くから2014年の100万人余りまで減少し、産科施設も閉鎖されていきました。加えて、地方の公立病院で死亡した妊産婦の担当医師が刑事告訴される事例が2004年に起こり、医師は無罪になったものの、産科医1人体制が問題視されたこともあって、地方病院などの産科閉鎖が加速されました。

日本産婦人科医会の報告によると、2006年から2013年までの7年間に、産科462施設が閉鎖されました。2013年の人口10万人当り産婦人科医師数は、東京都11.4人、千葉県6.3人(愛知県8.6人)、産科医1人当り年間分娩数は、東京都88件、三重県164件(愛知県137件)で、倍近くの地域格差がみられました。

「お産難民」という言葉が、ときどきマスメディアを賑わしています。途上国と、ある意味で似たような状況が日本でも起こっているようです。政治・行政・医療が一丸となって産科医療体制充実に取り組みとともに、妊産婦やその家族、一般の人々も産科医療に対する理解を深める必要があると思われます。

日本と欧米諸国の妊産婦死亡率の推移



(母子保健事業団「母子保健の主な統計2012・2014」のデータより作成)



出産直後の家族—カンボジア農村部の公立診療所にて

割引券・助成券 申込募集!

平成28年3月にご案内いたしました、引き続き会員事業所の皆様からのお申し込みをお待ちしております。

①「ボウリング割引券」発行のご案内

郵送によるお申し込みのみを受付します

愛知県社会保険協会の契約対象施設をご利用の際に、「割引券」を利用すると、お1人様2ゲーム以上のご利用で1ゲームが無料となります。

- **ご利用対象者** 会員事業所様の被保険者及びそのご家族
- **申込期限** 平成29年3月10日(金)
- **ご利用期限** 平成29年3月31日(金)

②「日帰り入浴料割引券」発行のご案内

郵送によるお申し込みのみを受付します

愛知県社会保険協会の契約対象施設をご利用の際に、「割引券」を利用すると、入浴料金の一部割引を受けられます。

- 👤 **ご利用対象者** 会員事業所様の被保険者及びそのご家族
- 👤 **申込期限** 平成29年3月10日(金)
- 👤 **ご利用期限** 平成29年3月31日(金)

③「温泉宿泊助成券」発行のご案内

郵送によるお申し込みのみを受付します

愛知県社会保険協会が契約しております下呂温泉及びぎふ長良川温泉の旅館にご宿泊の際、「助成券」を利用すると、1泊につき500円割引(他の割引や特別料金との併用可)となります。

- 👤 **ご利用対象者** 会員事業所様の被保険者及びご家族とその同伴者(ただし小学生以上)
- 👤 **申込期限** 平成28年12月16日(金)
- 👤 **ご利用期限** 平成28年12月31日(土)宿泊分まで

※上記①～③の割引券・助成券については、平成28年度の社会保険協会費を納入していただいた事業所(会員事業所)様に対して発行いたします。

申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。
(ご依頼の際、必要な申込書の種類と貴事業所のFAX番号を必ず記入してください。)

たくさんのご参加ありがとうございました。



●健歩大会(ウォーキング)

4月23日(土)に、名鉄ハイキング(電車沿線コース)と共催で「第24回健歩大会」を行いました。

当日は、陽射しが強く日焼けするほど暑い日でしたが、412名の方にご参加いただきました。ウォーキング受付終了後、スタッフも歩きました。小垣江駅をスタートし、芝桜が春色に染まる「ミササガパーク」で、昼食を兼ねて少し休憩をとりました。芝桜については、まだ7割程度しか咲いておらず、ゴールデンウィークあたりが見頃ではないかと感じました。その後、圏域の特産品や名産品を販売している「みなくる広場」でゴールしました。

約7.5kmのコースを歩き、心地よい疲れを感じながら帰路に就きました。



お盆休みのお知らせ

愛知県社会保険協会では、**本年より8月13日～8月15日をお盆休み**とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

社会保険 **あいち** No.516

— 平成28年7月発行 —

記事提供：日本年金機構大曾根年金事務所
全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022

名古屋市中熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階

☎ 052-678-7330 URL <http://www.shaho-aichi.jp/>